特定非営利活動法人サポートぱんぷきん定款

第一章　総　則

(名称)

第１条　　本法人は　特定非営利活動法人サポートぱんぷきん　と称する。

(事務所)

第２条　　この法人は事務所を東京都大田区大森西二丁目９番地７号に置く。

(目的)

第３条　　サポートぱんぷきんは、すべての人の共生をめざし、困った時にお互いに助け合う住民参加型の福祉活動を行い、福祉の増進と共生のまちづくりに寄与することを目的とする。

第４条

(特定非営利活動の種類)

法人は前条の目的を達成するために次の活動を行うこととする。

(1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(2)まちづくり推進のための活動

(3)人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(4)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第５条　　この法人は第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の活動を行う。

(1)食事サービス・移送サービス・家事援助等在宅生活支援事業

(2)「介護保険法」のもとでの居宅介護支援事業、訪問介護事業等在宅サービス事業

(3)「障害者総合支援法」にもとづく障害者福祉サービス事業

(4) 研修・調査・会報発行等会員相互の交流促進

(5) その他本会の目的に必要な事業

第二章 会　員

(会員の種類)

第６条　　会員は本会の目的に賛同し、所定の会費を負担するものであれば誰でも会員になることができる。

会員の種類は次の通り。

(1) **正会員**　本会の目的に賛同して入会し、一定の会費を納める個人とする。正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(2) **賛助会員**　本会の事業に賛同し、所定の会費を納め、後援するために入会する個人及び団体

(入会)

第7条　入会しようとするものは、理事会が別に定める入会手続きをもって申し込むものとする。

(会費)

第8条　会員は総会で定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条　会員は、理事会に退会届けをし、任意に退会することが出来る。

(除名)

第10条　会員が、本会の定款を遵守せず、本会の信用を害する行為などがあった場合総会の議決に基づき、除名することが出来る。

2　前項の規定により会員を除名する場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を持たなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条　すでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第三章　役員

(種別及び定数)

第12条　この法人に次の役員を置く

(1)　理事　3名以上15名以内

(2)　監事　1名以上若干名

2　理事・監事の定数は別に総会で定める

3　理事の内、1名を理事長、2名を副理事長とする。

(選任)

第13条　理事長・理事は正会員から選任される。監事は正会員・賛助会員から選任される。役員は、総会で選任される。ただし欠員を補充する場合は臨時に理事会で選任することができる。

2　理事長・副理事長は理事の互選によって選任され、総会で承認される。

3　役員の内、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。(法21条)

4　法第20条各号に該当する者はこの法人の役員になることができない。

(職務)

第14条　　理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。理事の中で理事長のみ代表権を有し公示・登記する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故が在った場合、または理事長が欠けた場合、理事長があらかじめ指名した順序でその職務を代行する。

3　理事は理事会を構成し、この定款及び総会の議決に基づいてこの法人の職務を遂行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1)　理事の業務遂行状況を監査する。

(2)　この法人の財産状況を監査する。

(3)　監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正な行為又は法令、定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告する。

(4)　前項の報告のため必要があれば総会を招集することができる。

5　理事長または理事会は必要に応じて顧問を設置し、この法人の活動及び運営について助言を受けることが出来る。

(任期等)

第15条　　役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2　補欠のため就任した役員の任期は、それぞれ前任者の任期残存期間とする。

3　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第16条　　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条　　役員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1)　心身の故障のために職務の遂行に堪えられないと認められる時

(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時

2　前項の規定により役員を解任しようとする場合、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬など)

第 18 条　　報酬を受ける役員はその総数の 3 分の 1 以下とする。

2　役員がその職務遂行にあたり要した費用は本会が支払う。

3　前 2 項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第四章　　会議

(種別)

第 19 条　　この法人の会議は総会及び理事会の 2 種とする。

2　　総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第 20 条　　総会は、正会員をもって構成し、本会の最高意思決定の場である。

2　　賛助会員は、出席し発言することはできるが議決に参加することはできない。

(総会の機能)

第 21 条　　総会は以下の事項について議決する。

(1)　定款の変更

(2)　解散及び合併

(3)　事業計画、収支予算並びにその変更

(4)　事業報告及び収支決算

(5)　会員によって提出された案件

(6)　以上のほか本会の運営にとって重要と理事会が確認した事項を決議する

(総会の開催)

第 22 条　　通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 2 ヶ月以内に開催する。

2　　臨時総会は次に挙げる場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め、招集の請求をした時

(2)　正会員総数の 5 分の 1 以上から招集の請求があった時

(3)　監事が第 14 条第 4 項目第 4 号の規定に基づいて招集する時

(総会の招集)

第 23 条　　総会は前条第 2 項(3)の場合を除いて、理事長が招集する。

2　　理事長は、前条第 2 項(2)(3)により請求があった場合、その日から 1 ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3　　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議内容を記載した書面により、開

催日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条　　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条　　総会は正会員の総数の3分の1以上出席(委任状含め)がなければ開会することはできない。

(総会の決議)

第26条　　総会での議決事項は、原則として第23条3項の規定であらかじめ通知した事項とする。

2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定出来るものとする。

(総会での表決権等)

第27条　　各正会員の表決権は平等とする。

2　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決したり、他の出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定で表決した正会員は総会に出席とみなす。

4　総会の議決について、特別の利害関係をもつ正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第28条　　総会においては次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員の総数及び出席者数(書面表決者・表決委任者がある場合はその総数を付記)

(3)　審議事項

(4)　議事経過概要及び議決結果

(5)　議事録署名人の選出に関する事項

2　議事録には議長及び総会で選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名すること。

(理事会の構成)

第29条　　理事会は理事で構成する。

(理事会の権能)

第30条　　理事会は定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議する事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 31 条　　理事会は次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めた時

(2)　理事総数の 3 分の 1 以上から招集の請求があった時

(理事会の招集)

第 32 条　　理事会は理事長が招集する

2　理事長は前条(2)の場合にはその日から半月以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 33 条　　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 34 条　　理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決定するところとする。

(理事会の表決権)

第 35 条　　各理事の表決権は平等なものとする。

2　やむをえない理由により理事会に出席できない理事は書面をもって意見を表明したり他の理事に委任することで表決に参加することができる。

3　前項の規定により表決に参加した理事は、理事会に出席したとみなす。

(理事会の議事録)

第 36 条　　理事会の議事について議事録を作成しなければならない。

2　議事録には①日時、場所②理事総数／出席者氏名(書面表決者はその旨明記)③審議事項④議決の結果について記載する。

3 議事録作成はそのときの理事会の分担で行なう。

第五章　事務局

(設置)

第 37 条　　本会の事務を処理するために事務局を設置することが出来る。

2　事務局には、事務局長及び所要の事務局員を置くことが出来、その任免は理事長が行なう。

(備え付け帳簿及び書類)

第 38 条　　事務局には次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)　定款

(2)　会員名簿及び会員の移動に関する書類

(3)　役員・事務局員に関する名簿及び履歴書

(4)　認証・許可等及び登記に関する書類

(5)　定款にある機関の議事録など会議に関する書類

(6)　会計帳簿及び領収書等証拠書類

(7)　資産、負債及び財産の書類

2　以上の帳簿及び書類について、会員の請求があれば理事長又は事務局は速やかにその閲覧及び説明の便を図らなければならない。

第六章　　資産

(構成)

第 39 条　　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生ずる収入

(5)　事業収入

(6)　その他の収入

(経費の支弁)

第 40 条　　本会の経費は、資産をもって支弁する。

(管理)

第 41 条　　本会の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第七章　　会計

(会計の原則)

第 42 条　　本会の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計区分)

第 43 条　　本会の会計は特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第 44 条　　本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 45 条　　本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎会計年度毎に理事長が作成し、会計年度開始前に総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条　　前条の規定に拘らず、やむをえない理由によって予算が成立しない時には、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することが出来る。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第 47 条　　予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条　　予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条　　本会の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後すみやかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 50 条　　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入、その他新たな義務負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第八章　　定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条　　定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員 4 分の 3 以上による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条　　本会は次にあげる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産

(6)所轄庁による認証の取消し

2　前項の事由により本会が解散する時は、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3　解散する時は、所轄庁の認定を受けなくてはならない。

(清算人の選任)

第 53 条　　本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合を除く。

(残余財産の帰属)

第 54 条　　本会が解散（合併または破産による解散を除く）した場合、残存する財産は本会と類似の目的を有する公益法人・特定非営利活動法人に寄付するものとする。

(合併)

第 55 条　　本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第九章　　補則

(公告)

第 56 条　　本会の公告は、本会の会報誌で知らせるとともに、官報に掲載する。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表公告は本会の事務所掲示場に掲示する。

(運営細則)

第 57 条　　この定款に定めるものの他、必要な事項は、理事会の議決を経て、別に運営細則を定める。

付則　1　この定款は、この法人成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初役員は別表のとおりとする。

3　この法人の設立当初役員の任期はこの法人の設立の日から 2001 年 3 月 31 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は、法人成立の日から 2000 年 3 月 31 日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は設立総会の定める所とする。

別表

理事長	石川みのり	副理事長	宮嶋　利明
副理事長	重松　順子	理事	青野　泰仁
理事	阿部　俊夫	理事	安中　正行
理事	江川　由子	理事	大平　征夫
理事	齋藤　　明	理事	田邊　久子
監事	大道寺　毅	監事	松浦　　治

改正付則

1　この定款は平成 19 年 2 月 1 日より施行する。

2　この定款は平成 25 年 9 月 24 日より施行する。

3　この定款は平成 30 年~~㊀~~月~~㊀~~日より施行する。
10 18